

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)  
 農林中央金庫法施行規則(平成十三年農林水産省令第十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為)  <b>第八十五条の二十七の二</b> 準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。        「一〇六 略」</p> <p>(特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為)  <b>第四百七十七条の十六の二</b> 準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>	<p>(特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為)  <b>第八十五条の二十七の二</b> 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。        「一〇六 同上」</p> <p>(特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為)  <b>第四百七十七条の十六の二</b> 準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。        「一〇五 同上」</p>

この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

省 令

○総務省省令第一号  
 〇経済産業省省令第一号

電子委任状の普及の促進に関する法律(平成二十九年法律第六十四号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則を次のように定める。  
 平成二十九年十二月二十七日

総務大臣 野田 聖子  
 経済産業大臣 世耕 弘成

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則  
 (用語)

第一条 この規則において使用する用語は、電子委任状の普及の促進に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(特定電子委任状の要件となる措置)

第二条 法第二条第四項第一号イの主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定により証明されるもの

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書により証明されるもの

2 法第二条第四項第一号ロの主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかの措置をいう。

一 電子委任状取扱業務を営む者(以下「電子委任状取扱事業者」という。)が、委任者の委託を受けて、電子委任状の内容を受任者の電子証明書(受任者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該受任者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。次号において同じ。)に記録する場合において、当該電子証明書を行う電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第二条に定める基準に該当する電子署名その他これに準ずる措置

二 電子委任状取扱事業者が、委任者の委託を受けて、電子委任状の内容を受任者の電子証明書とは別の電磁的記録に記録する場合において、当該電磁的記録を行う電子署名その他これに準ずる措置

(認定の申請等)

第三条 法第五条第二項の申請書は、様式第一の認定申請書によるものとする。

2 法第五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類(前号の書類を除く。)

三 法第五条第三項各号の規定に該当していることを説明した書類

四 申請者が法第五条第四項各号の規定に該当しないことを説明した書類

3 主務大臣は、法第五条第一項の認定をしたときは、認定年月日及び認定番号を申請者に通知するものとする。

(認定の更新の申請)

第四条 認定電子委任状取扱事業者は、法第六条第一項の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一の更新申請書に前条第二項各号に掲げる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。ただし、既に主務大臣に提出されているその書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

(電子委任状取扱業務の承継)

第五条 法第七条第二項の規定により認定電子委任状取扱事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二の承継届出書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 法第七条第一項の規定により認定に係る電子委任状取扱業務を行う事業の全部を譲り受けて認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した者にあつては、様式第三の譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第七条第一項の規定により認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、様式第四の相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第七条第一項の規定により認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、様式第五の相続証明書及び戸籍謄本

四 法第七条第一項の規定により合併によつて認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

五 法第七条第一項の規定により分割によつて認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した法人にあっては、様式第六の分割証明書及び事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(軽微な変更)  
 第六条 法第八条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 法第二条第四項第一号イ及びロに定める措置の変更  
 二 事業者が法人である場合において、電子委任状に記録された情報が当該電子委任状に委任者として記録された者の作成に係るものであることを確認する方法の変更(電子委任状に委任者として記録された者が法人の代表者である場合にあつては、当該者が当該法人の代表権を有していることを確認する方法を含む)  
 三 電子委任状取扱業務を適正に行うために必要な情報セキュリティ対策措置の変更

(変更の認定の申請)  
 第七条 法第八条第二項において読み替えて準用する法第五条第二項の申請書は、様式第七の変更認定申請書によるものとする。  
 2 法第八条第二項において読み替えて準用する法第五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第五条第二項第三号イ、ロ及びニに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類  
 二 法第五条第三項各号の規定に該当していることを説明した書類  
 (変更の届出)

第八条 認定電子委任状取扱事業者は、法第八条第三項に規定する届出をするときは、様式第八の変更届出書その他必要な事項を記載した書類を主務大臣に提出しなければならない。  
 (廃止の届出)

第九条 認定電子委任状取扱事業者は、法第九条第一項に規定する届出をするときは、様式第九の廃止届出書を主務大臣に提出しなければならない。  
 (表示を付することができる特定電磁的記録等)

第十条 法第十一条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。  
 一 代表権の確認に関する電磁的記録  
 二 電子委任状  
 三 電子委任状を閲覧させるためのウェブサイト  
 四 電子委任状を送信するための電子メールその他の電磁的記録  
 五 電子委任状取扱業務を利用する者(以下「利用者」という。)との契約に係る書類又は電磁的記録

六 電子委任状取扱業務に関する広告及び宣伝用物品  
 七 利用者が電子委任状を扱うために必要な物件その他の利用者に交付する物件  
 八 認定電子委任状取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場

2 法第十一条第一項の規定による表示は、様式第十又は認定番号により行うものとする。

(公示の方法)  
 第十一条 法第三条第四項、法第五条第五項、法第七条第三項、法第八条第四項、法第九条第二項及び法第十二条第二項の規定による公表及び公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(身分証明書)  
 第十二条 法第十三条第二項の証明書は、様式第十一の立入検査証によるものとする。  
 (申請書等の提出の方法)  
 第十三条 法又はこの省令の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、総務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本一通及び副本一通(第三条第二項第二号及び第七条第二項第一号に掲げる書類にあつては、正本一通)を提出することにより行うことができる。

附則  
 この省令は、法の施行の日(平成三十年一月一日)から施行する。

別表

場 合	書 類
法第五条第二項第三号イの場合	電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。)の様式第一の申請書、施行規則様式第二による誓約書及び施行規則第四條第三項各号に掲げる書類
法第五条第二項第三号ロの場合であつて、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。)第十三条第一項の変更登録を受けなければならないとき	事業法第七十七條第一項の認定を受けた者(以下「認定電気通信事業者」という。)については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第五條第二項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類及び施行規則様式第三によるネットワーク構成図その他必要な事項を記載した書類
法第五条第二項第三号ロの場合であつて、事業法第十三條第四項の届出をしなければならないとき	施行規則様式第七の届出書及び施行規則様式第三によるネットワーク構成図
法第五条第二項第三号ハの場合	認定電気通信事業者については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第八條第二項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類及び施行規則様式第三によるネットワーク構成図
法第五条第二項第三号ニの場合	施行規則様式第八の届出書及び施行規則第九條第一項各号に掲げる書類 施行規則様式第九の届出書、施行規則様式第三によるネットワーク構成図及び事業法第九條第二号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。以下同じ。)
	認定電気通信事業者については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第九條第四項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類、施行規則様式第三によるネットワーク構成図及び事業法第九條第二号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類

様式第 1 (第 3 条第 1 項及び第 4 条関係)

認定 (更新) 申請書

主務大臣 殿

年 月 日

申請者の住所  
申請者の氏名又は名称及び法人  
にあっては代表者の氏名 印

電子委任状の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項 (第 6 条第 1 項) の認定 (認定の更新) を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請に係る電子委任状取扱業務の名称
- 2 申請に係る電子委任状取扱業務の範囲及びその実施の方法
- 3 電子委任状の普及の促進に関する法律第 5 条第 2 項第 3 号イからニまでに掲げる場合に該当するか非該当であるかの別
  - イ 電気通信事業法第 9 条の登録を受けなければならない場合 該当 非該当
  - ロ 電気通信事業法第 13 条第 1 項の変更登録を受け、又は同条第 4 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当
  - ハ 電気通信事業法第 16 条第 1 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当
  - ニ 電気通信事業法第 16 条第 3 項の届出をしなければならない場合 該当 非該当

備考 1 不要の文字は、削除すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

3 法第 5 条第 1 項の認定に係る登録免許税領収証書をこの申請書の裏面に貼り付けること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 2 (第 5 条関係)

承継届出書

主務大臣 殿

年 月 日

申請者の住所  
申請者の氏名又は名称及び法人  
にあっては代表者の氏名 印

電子委任状の普及の促進に関する法律第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 承継年月日
- 2 被承継者
- 3 被承継者の認定年月日及び認定番号
- 4 承継の理由

備考 1 不要の文字は、削除すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

## 様式第 3 (第 5 条第 1 号関係)

## 譲渡証明書

主務大臣 殿

年 月 日

譲り渡した者の住所  
譲り渡した者の氏名又は名称及び  
法人にあっては代表者の氏名

印

譲り受けた者の住所  
譲り受けた者の氏名又は名称及び  
法人にあっては代表者の氏名

印

下記のとおり、電子委任状取扱業務を行う事業の全部の譲渡しがあつたことを証明します。

## 記

- 1 譲り渡した者の認定年月日及び認定番号
- 2 譲渡しの年月日

## 備考

- 1 不要の文字は、消除すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

## 様式第 4 (第 5 条第 2 号関係)

## 相続同意証明書

主務大臣 殿

年 月 日

証明者の住所  
証明者の氏名

印

下記のとおり、認定電子委任状取扱事業者について相続があつたことを証明します。

## 記

- 1 被相続人の氏名又は名称及び住所
- 2 被相続人の認定年月日及び認定番号
- 3 認定電子委任状取扱事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 4 相続開始の年月日

## 備考

- 1 不要の文字は、消除すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 4 「証明者の氏名」欄には、認定電子委任状取扱事業者の地位を承継する者及び当該者以外の相続人全員が記名押印すること。

様式第 5 (第 5 条第 3 号関係)

相続証明書

主務大臣 殿 年 月 日

証明者の住所  
証明者の氏名又は名称及び法人  
にあっては代表者の氏名 印

下記のとおり、認定電子委任状取扱事業者について相続があったことを証明します。

記

- 1 被相続人の氏名又は名称及び住所
- 2 被相続人の認定年月日及び認定番号
- 3 認定電子委任状取扱事業者の地位を承継する者の氏名及び住所
- 4 相続開始の年月日

備考

- 1 不要の文字は、消除すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 4 証明者は 2 人以上とすること。

様式第 6 (第 5 条第 5 号関係)

分割証明書

主務大臣 殿 年 月 日

被承継者の住所  
被承継者の名称及び代表者の氏名 印  
承継者の住所  
承継者の名称及び代表者の氏名 印

下記のとおり、分割によって認定電子委任状取扱事業者の事業の全部の承継があったことを証明します。

記

- 1 被承継者の認定年月日及び認定番号
- 2 承継の年月日

備考

- 1 不要の文字は、消除すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

## 様式第7 (第7条第1項関係)

## 変更認定申請書

主務大臣 殿 年 月 日

申請者の住所  
申請者の氏名又は名称及び法人  
にあっては代表者の氏名 印

電子委任状の普及の促進に関する法律第8条第1項の変更の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 申請に係る電子委任状取扱業務の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 法第5条第2項第3号イ、ロ又はこの場合への該当・非該当の別
  - イ 電気通信事業法第9条の登録を受けなければならない場合 該当 非該当
  - ロ 電気通信事業法第13条第1項の変更登録を受け、又は同条第4項の届出をしなければならない場合 該当 非該当
- 5 変更の予定年月日 該当 非該当

備考 1 不要の文字は、削除すること。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

## 様式第8 (第8条関係)

## 変更届出書

主務大臣 殿 年 月 日

申請者の住所  
申請者の氏名又は名称及び法人  
にあっては代表者の氏名 印

電子委任状の普及の促進に関する法律第8条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 届出に係る電子委任状取扱業務の名称
- 2 変更前の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- 3 変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- 4 軽微な変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 変更の予定年月日

備考 1 不要の文字は、削除すること。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



様式第9 (第9条関係)

廃止届出書

年 月 日

主務大臣 殿

届出者の住所  
届出者の氏名又は名称及び法人  
にあっては代表者の氏名 印

認定に係る業務を廃止するので、電子委任状の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定により、  
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 届出に係る電子委任状取扱業務の名称
- 2 廃止しようとする年月日
- 3 廃止の理由

備考 1 不要の文字は、削除すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第10 (第10条第2項関係)



備考 1 認定に係らない業務を認定に係る業務と誤認されるおそれがないように表示を付すこ  
と。  
2 色彩は、適宜とする。

様式第 11 (第 12 条関係)

(表)

電子委任状の普及の促進に関する法律第 13 条第 2 項の規定による	番 号
立 入 検 査 証	年 月 日交付
職 名 及 び 氏 名	印
発行者	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とすること。

(裏)

電子委任状の普及の促進に関する法律抜粋

**第 13 条** 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子委任状取扱事業者に対し、その認定に係る電子委任状取扱業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定電子委任状取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る電子委任状取扱業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第 17 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 13 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とすること。

○文部科学省令第四十二号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

文部科学大臣 林 芳正

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第二十七号)の一部を次のように改める。

附則に次のただし書を加える。

ただし、第二百二十六条第二項の改正規定については、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省令第六十九号

金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十七号)の施行に伴い、農業協同組合施行規則及び水産業協同組合施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

農林水産大臣 齋藤 健

農業協同組合施行規則及び水産業協同組合施行規則の一部を改正する省令

(農業協同組合施行規則の一部改正)

**第一条** 農業協同組合施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為) <b>第二十二條の三十六</b> 準用金融商品取引法第三十八條第九号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〜三 (略)	(特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為) <b>第二十二條の三十六</b> 準用金融商品取引法第三十八條第八号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〜三 (略)

(水産業協同組合施行規則の一部改正)

**第二条** 水産業協同組合施行規則(平成二十年農林水産省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為) <b>第四十六條</b> 準用金融商品取引法第三十八條第九号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〜三 (略)	(特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為) <b>第四十六條</b> 準用金融商品取引法第三十八條第八号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〜三 (略)